

多摩市耐震改修促進計画

平成20年3月

多 摩 市

目 次

第1章 計画の目的等	1
1 目的と位置付け	1
2 対象区域及び対象建築物	1
3 計画期間及び検証年次	1
第2章 基本方針	2
1 想定する地震の規模・被害の状況	2
2 耐震化の現状	3
(1) 住宅	3
(2) 主な公共住宅	4
(3) 民間特定建築物	5
(4) 防災上重要な公共建築物	6
3 耐震化の目標	7
(1) 住宅	7
(2) 主な公共住宅	8
(3) 民間特定建築物	8
(4) 防災上重要な公共建築物	8
第3章 耐震化の促進	10
1 基本的な取組方針	10
(1) 建物所有者の主体的な取組	10
(2) 耐震化の支援	10
(3) 関係者の連携	10
2 重点的に取り組むべき施策	12
(1) 市民啓発の推進	12
(2) 相談体制・情報提供の充実	12
(3) 住宅の耐震化に対する支援	13
(4) 耐震改修促進税制の周知	14
(5) 民間特定建築物の耐震化	14
(6) 地震発生時に閉塞を防ぐべき道路沿道の建築物の耐震化	14
(7) 防災上重要な公共建築物の耐震化	15
第4章 関連防災施策	17
1 関連防災施策の推進	17

(1) 地域危険度の周知	17
(2) 建築物のガラスの落下及び飛散の防止	17
(3) エレベーターの閉じ込め防止対策	17
(4) リフォームにあわせた耐震改修の誘導	18
(5) 家具の転倒防止策の推進	18
(6) ブロック塀等の安全化	18

資 料

1 特定建築物一覧表	19
2 東京都の想定被害状況	20
3 住宅の種類(2区分)構造(5区分)建築の時期(8区分)別住宅数	22
4 特定建築物の耐震化の現状調査結果	23
5 防災上重要な公共建築物一覧表	24
6 耐震改修促進税制の概要	27
7 耐震改修促進法施行令	28
8 第6回地域危険度調査結果	29

第1章 計画の目的等

1 目的と位置付け

多摩市耐震改修促進計画(以下「本計画」という。)は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。)第5条第7項の規定に基づき策定するものであり、地震により想定される被害の軽減を目指し、市民の生命と財産を保護するため、市内の住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的かつ総合的に促進し、災害に強いまち・防災都市多摩を実現することを目的とする。

また、本計画は、多摩市地域防災計画及び住まいとくらしのマスタープラン(多摩市第二次住宅マスタープラン)と整合が図られるものとする。

2 対象区域及び対象建築物

本計画の対象区域は、市内全域とする。

対象とする建築物は、原則として建築基準法(昭和25年法律第201号)における新耐震基準(昭和56年6月1日施行)導入以前に建築された建築物のうち、次に示すものとする。

ただし、国、東京都所有の建築物は、除くものとする。

◆ 耐震改修促進計画の対象建築物

種 類	内 容	備 考
住 宅	・戸建住宅(長屋住宅を含む。) ・共同住宅	主な公共住宅を含む。
特定建築物	・耐震改修促進法第6条に定める特定建築物	民間建築物及び公共建築物を含む。
その他防災上重要な公共建築物		

【資料1 特定建築物一覧表(耐震改修促進法第6条)】

3 計画期間及び検証年次

本計画の計画期間は、平成19年度から平成27年度までの9年間とする。社会情勢の変化や、計画の実施状況に適切に対応するため、おおむね3年を目途として定期的に検証を行い、必要に応じて施策の見直しなど計画の改定を行う。

第2章 基本方針

1 想定する地震の規模・被害の状況

○ 本計画では、「首都直下地震による東京の被害想定報告書」（東京都防災会議、平成18年5月）に基づき、多摩直下地震及び東京湾北部地震（いずれもM7.3）を想定する地震とする。

○ 「首都直下地震による東京の被害想定」（東京都防災会議、平成18年5月）に基づき、本計画で想定する地震は、多摩直下地震及び東京湾北部地震（いずれもM7.3）とする。これらの地震は、中央防災会議首都直下地震対策専門調査会が想定した地震のうち、東京に大きな被害を及ぼすものである。

○ 多摩直下地震(M7.3)が発生した場合、区部のほとんどの地域と多摩の地域の52%の範囲が震度6弱となることが想定される。東京都全域では、冬の18時、風速6m/秒という条件で、建物全壊棟数は約344,000棟（うちゆれ液状化によるもの約51,000棟）、死者数は約3,300人で死因の約18.0%が建物倒壊によるものとなることが想定される。

多摩市においても全域で震度6弱となり、被害想定は、建物全壊棟数は1,270棟（うちゆれ液状化によるもの277棟）、死者数は11名となることが想定される。

○ 東京湾北部地震(M7.3)が発生した場合、都心から区部東部にかけて、区部の49%の範囲が震度6強となることが想定される。東京都全域では、冬の18時、風速6m/秒という条件で、建物全壊棟数は約436,000棟（うちゆれ液状化によるもの約126,000棟）、死者数は約5,600人で死因の約30.8%が建物倒壊によるものとなることが想定される。

多摩市においては多くの地域で震度6弱となり、被害想定は、建物全壊棟数は632棟（うちゆれ液状化によるもの97棟）、死者数は9名となることが想定される。

◆想定する地震と人的被害（資料「首都直下地震による東京の被害想定報告書」）

想定する地震	東京都全域		多摩市	
	死亡	負傷者	死亡	負傷者
多摩直下地震M7.3 (冬18時、風速6m/秒)	死亡	3,365人	死亡	11人
	負傷者	85,889人	負傷者	635人
	内重症者	11,511人	内重傷者	64人
東京湾北部地震M7.3 (冬18時、風速6m/秒)	死亡	5,638人	死亡	9人
	負傷者	159,157人	負傷者	212人
	内重傷者	24,129人	内重傷者	23人

【資料2 東京都の想定被害状況】

2 耐震化の現状

- 住宅については、約 81.4%が耐震性を満たしているを見込まれる。
- 主な公共住宅については、約 80.6%が耐震性を満たしているを見込まれる。
- 民間特定建築物については、約 87.2%が耐震性を満たしているを見込まれる。
- 防災上重要な公共建築物については、約 62.9%が耐震性を満たしているを見込まれる。

(1) 住宅

平成 15 年度住宅・土地統計調査によると、本市の住宅の耐震化の状況は表 1 のとおり、住宅約 58,470 戸のうち、耐震性がある住宅は約 47,570 戸で耐震化率は 81.4%である。

【表 1】 住宅の耐震化の現状

単位：戸

区 分	昭和 56 年 以前の住宅 a	昭和 57 年 以降の住宅 b	住 宅 数 a+b=c	耐震性を満 たす住宅 d	耐震化率 d/c= e
木 造	3,890	10,440	14,330	10,620	74.1%
非木造	18,600	25,540	44,140	36,950	83.7%
合 計	22,490	35,980	58,470	47,570	81.4%

【資料 3 住宅の種類(2区分)構造(5区分)建築の時期(8区分)別住宅数】

- ※ 本表住宅数は、平成 15 年「住宅・土地統計調査第 2 表」より集計
- ※ 耐震性を満たす住宅(d)は、昭和 57 年以降の住宅数+昭和 55 年以前の持ち家棟総数の内、耐震工事实施の棟数により集計、さらに非木造は、主な公共住宅の「耐震性を満たす建築物数」(【表 2】参照)を加える。
耐震化率(e)は、耐震性を満たす住宅(d)／住宅数(c)

(2) 主な公共住宅

平成 15 年度末現在の市内の主な公共住宅は、約 14,150 戸である。

このうち、約 11,400 戸（80.6%）の住宅が必要な耐震を満たしていると思われる。一方、約 2,750 戸（19.4%）の住宅が必要な耐震性を満たしていないと思われる。

【表 2】 主な公共住宅の耐震化の現状

主な公共住宅	昭和 56 年 5 月以前 の建築物 ①	昭和 56 年 6 月以降 の建築物 ②	建築物数 ③ (①+②)	耐震性を 満たす建 築物数④	現状の 耐震化 率% ④/③
種 別					
市営住宅	4 棟 20 戸	7 棟 113 戸	11 棟 133 戸	7 棟 113 戸	63.6 84.9
都営住宅	113 棟 4,283 戸	31 棟 684 戸	144 棟 4,967 戸	135 棟 4,359 戸	93.7 87.7
都住宅供給公社住宅	40 棟 1,606 戸	2 棟 24 戸	42 棟 1,630 戸	34 棟 1,214 戸	80.9 74.4
都市再生機構住宅	167 棟 6,298 戸	30 棟 1,122 戸	197 棟 7,420 戸	162 棟 5,714 戸	82.2 77.0
合 計	324 棟 12,207 戸	70 棟 1,943 戸	394 棟 14,150 戸	338 棟 11,400 戸	85.7 80.6

※数値は、各公共住宅管理者の調査による

※都営住宅の耐震性を満たす建築物数（④）は、「東京都耐震改修促進計画」における耐震化率の根拠により住棟数を想定

※都市再生機構住宅の建築物数（③）は、平成 19 年 6 月末日時点の管理住棟（戸）数により集計

(3) 民間特定建築物

東京都による民間特定建築物の調査結果によると、表3のとおり、耐震改修促進法第6条第1号に規定する多数の者が利用する民間特定建築物は約125棟である。

このうち、約109棟(87.2%)の建築物が必要な耐震性を満たしている。一方、約16棟(12.8%)の建築物が必要な耐震性を満たしていない。

【表3】 民間特定建築物の耐震化の現状

単位：棟

民間特定建築物	昭和56年 5月以前 の建築物 ①	昭和56年 6月以降 の建築物 ②	建築物数 ③ (①+②)	耐震性を 満たす建 築物数④	現状の耐 震化率% ④/③
防災上特に重要な 建築物 (学校、病院等)	13	23	36	32	88.9
災害時要援護者が 利用する建築物 (社会福祉施設等)	0	6	6	6	100.0
不特定多数の者が 利用する建築物 (百貨店、ホテル、 劇場等)	7	19	26	23	88.5
その他の建築物	12	45	57	48	84.2
合計	32	93	125	109	87.2

【資料4 特定建築物の耐震化の現状調査結果】

※ 東京都都市整備局の「特定建築物耐震化の現状（平成18年10月現在）」を
基に、平成19年5月、多摩市において調査実施

(4) 防災上重要な公共建築物

本市では、学校、庁舎等の公共建築物について耐震診断を行い、その結果等を公表するとともに、具体的な耐震化の目標と整備計画の策定に取り組んでいる。

平成 19 年度末の市内の防災上重要な公共建築物は 97 棟で、このうち、61 棟(62.9%)の建築物が必要な耐震性を満たしている。一方、36 棟(37.1%)の建築物が必要な耐震性を満たしていない。

【表 4】 防災上重要な公共建築物の耐震化の現状 単位：棟

防災上重要な公共建築物		昭和 56 年 5 月 以前の 建築物 ①	昭和 56 年 6 月 以降の 建築物 ②	建築物数 ③ (①+②)	耐震性 を満 た す 建 築 物 数 ④	現状の耐 震化率% ④/③
【区分 1】※1	防災上特に重要な公共建築物 震災時に避難誘導及び情報伝達等の防災業務の中心となる施設・震災時に被災者の一次受入施設となる施設(市庁舎・小中学校・総合福祉センター等)	49	26	75	49	65.3
【区分 2】※2	その他防災上重要な公共建築物 震災時に重要な機能を果たす施設・特定建築物に該当する施設(複合施設・コミュニティセンター・給食センター等)	12	10	22	12	54.5
合 計		61	36	97	61	62.9

【資料 5 防災上重要な公共建築物一覧表】

※1 東京都震災対策条例第 17 条に位置付けられ、防災上特に重要な建築物

※2 区分 1 以外で東京都震災対策条例第 17 条及び施行規則第 8 条で位置付けられる建築物、特定建築物の要件を満たす建築物その他防災上重要な建築物

3 耐震化の目標

- 住宅については、平成 27 年度までに耐震化率を 90%以上とすることを目標とする。
- 民間特定建築物については、平成 27 年度までに耐震化率を 90%以上とすることを目標とする。ただし、不特定多数の者が利用する建築物については、平成 27 年度までに耐震化率を 100%とすることを目標とする。
- 防災上重要な公共建築物については、平成 27 年度までに耐震化率を 100%とすることを目標とする。

(1) 住宅

首都直下地震による人的被害を軽減させるためには、減災効果の大きな住宅の耐震化に継続的に取り組んでいく必要がある。

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成 18 年 1 月 25 日国土交通省告示第 184 号。以下「国の基本方針」という。)及び東京都耐震改修促進計画を踏まえ、地震による死者数を被害想定数から大幅に減少させることを目指し、住宅については平成 27 年度までに耐震化率を 90%以上とすることを目標とする。

◆住宅の耐震化の考え方

現況

住宅戸数 58,470戸

耐震住宅(耐震性を満たす住宅) 47,570戸(81.4%)	未耐震住宅 10,900戸 (18.6%)
--	------------------------------------

平成 27 年度 (東京都の算定方式により推計)

住宅戸数 65,900戸

耐震住宅(耐震性を満たす住宅) 47,570戸	戸数増加分 6,480戸	自然更新 (建替えによる更新分) 2,450戸	支援による耐震改修誘導分 2,800戸	残存未耐震住宅 6,600戸
-----------------------------------	------------------------	--------------------------------------	-------------------------------	--------------------------

耐震住宅の目標 59,300戸(耐震化率:90%)	残存未耐震住宅 6,600戸
-------------------------------------	--------------------------

*住宅・土地統計調査(平成10年、15年)の変化率をもとにした推計値を基礎に算定している。

(2) 主な公共住宅

《多摩市》

市営住宅については、「多摩市第二次住宅マスタープラン」において、老朽化が進んでいる関戸簡易耐火住宅は、1号棟(平屋建て)は当面維持管理するが将来的には用途廃止を行う方向とし、2・3・4号棟(二階建て)は活用方策の再判定を行うこととしている。

《東京都》

都営住宅及び公社住宅等については、阪神・淡路大震災の被害状況を踏まえ、また東京都耐震改修促進計画に基づき、平成27年度までに耐震化率を90%以上とすることを目標として、耐震診断を行い、その実施状況を公表するとともに、耐震改修、建替え等を進めていくこととしている。

《都市再生機構》

都市再生機構住宅については、既に居住者に対し、耐震診断結果及び耐震改修に係る取組みについて通知しているほか、ホームページ等で公開している。今後は、平成27年度までに耐震化率を90%以上とすることを目標として、耐震改修を実施していくこととしている。

(3) 民間特定建築物

国の基本方針等を踏まえ、地震による死者数を被害想定数から大幅に減少させることを目指し、民間特定建築物については、平成27年度までに耐震化率を90%以上とすることを目標とする。

また、民間特定建築物の中でも、不特定多数の者が利用する建築物や災害時要援護者が利用する建築物は、震災による倒壊被害が甚大になるおそれがあるため、重点的に耐震化を図るものとする。このうち、不特定多数の者が利用する建築物については、平成27年度までに耐震化率を100%とすることを目標とする。

(4) 防災上重要な公共建築物

公共建築物は、多数の市民に利用されることや、災害時の活動拠点や避難施設になること、さらに、民間建築物の耐震化を先導していく役割を担うことから、積極的に耐震化を促進することが重要である。

公共建築物のうち、防災上重要な建築物等については、平成27年度までに耐震化率を100%とすることを目標とする。

【表 5】 耐震化率の現状と目標

建築物の種類	耐 震 化 率	
	現 状 (平成 19 年度末)	目 標 (平成 27 年度末)
住 宅	81.4%	90%以上
主な公共住宅	80.6%	90%以上
民間特定建築物	87.2 %	90%以上
不特定多数の者が利 用する建築物	88.5%	100%
防災上重要な公共建築物	62.9%	100%

※現状について、住宅は、平成 15 年度末の数値

第3章 耐震化の促進

1 基本的な取組方針

- 住宅・建築物の耐震化は、自助・共助・公助の原則を踏まえ、その所有者（以下「建物所有者」という。）によって行われることを基本とする。
- 市は、建物所有者が主体的に耐震化に取り組むことができるよう、国や東京都と連携し、耐震診断及び耐震改修についての普及啓発に努めるとともに、財政的な支援を行う。
- 市は、耐震診断及び耐震改修を促進させるため、関係団体と十分連携して取り組む。

(1) 建物所有者の主体的な取組

住宅・建築物の耐震化を促進するには、建物所有者が地震防災対策を自らの問題、地域の問題として十分に認識し、主体的に取り組むことが不可欠である。

市は、市民に耐震診断及び耐震改修の重要性を啓発するとともに、建物所有者が相談しやすい環境づくりや、支援策等についての情報提供を行う。

(2) 耐震化の支援

地震による人的被害は、住宅・建築物の倒壊によるものが多く、また、倒壊による道路閉塞が、広範かつ甚大な被害につながるおそれがある。

市は、住宅・建築物の耐震化を促進するため、耐震診断及び耐震改修等の助成制度を活用しながら、建物所有者の主体的な取組を支援する。

(3) 関係者の連携

市、東京都、関係団体及び建物所有者は、適切な役割分担のもとに、住宅・建築物の耐震化の促進に取り組む。

《多摩市》

- ・耐震診断及び耐震改修の進捗状況について情報収集を行う。
- ・東京都が主催する「東京都耐震改修促進行政連絡協議会」に参画し、耐震化に向けた円滑な推進について、東京都及び他の区市町村と連携を行う。
- ・本計画の推進にあたり、必要がある場合には、国、東京都、関係団体に要望や協力要請等を行う。

《東京都》

- ・耐震改修促進法に基づく耐震改修計画の認定、指導、助言、指示等を行う。
- ・建築基準法に基づく勧告又は命令を行う。

《関係団体》

- ・建築関係団体等のもつ専門的知見や人材ネットワークなどを活用し、市と連携を図りながら、耐震化の促進に協力する。

《建物所有者》

- ・耐震診断及び耐震改修の実施について、自らの問題として取り組む。特に、不特定多数の者が利用する民間特定建築物の所有者は、地震防災対策の重要性を十分に認識し、耐震化に務める。

2 重点的に取り組むべき施策

- 耐震化の重要性についての市民啓発を推進する。
- 建物所有者の耐震化の取組を促進するよう、相談体制及び情報提供の充実を図る。
- 住宅の耐震診断及び耐震改修を支援する助成制度について、より一層の充実を図る。
- 民間特定建築物の不特定多数の者が利用する建築物について、重点的に耐震化を促進する。
- 地震発生時に閉塞を防ぐべき道路沿道の建築物の耐震化を促進する。
- 防災上特に重要な公共建築物について、早期に耐震化を図る。

(1) 市民啓発の推進

地震による人的被害は、住宅・建築物の倒壊によるものが多い。また、倒壊した場合、道路閉塞や出火によって避難や救急・消火活動が妨げられ、大規模な市街地火災がひきおこされるなど、広範かつ甚大な被害につながるおそれがある。

市は、災害に強いまちづくりにおける住宅・建築物の耐震化の重要性について、たま広報、ホームページ及びパンフレットの配布等、市民啓発を積極的に推進する。

(2) 相談体制・情報提供の充実

① 相談体制の充実

市は、建物所有者が耐震化の重要性について十分に認識するよう、NPOや市民団体との協働による住宅セミナーの開催や、マンション管理組合への住宅アドバイザー派遣などの施策を講じる等、耐震診断及び耐震改修に関する相談体制を充実する。

特に、木造住宅については、早急な対応が必要なことから、個別訪問等による普及啓発を図る。

② 情報提供の充実

市は、耐震化促進のための助成制度や減税制度等の支援策について、たま広報、ホームページ及びパンフレットの配布等を通じて適切に情報提供を行う。

また、東京都が実施している「木造住宅の安価で信頼できる耐震改修工法・装置の普及」事業に関しても情報提供を行う。

③ 信頼できる耐震診断技術者等の情報提供

市は、建物所有者が安心して耐震化に取り組めるよう、身近で信頼のできる設計者や工務店等に関する情報を市民に提供する。

(3) 住宅の耐震化に対する支援

市は、住宅の耐震化を促進するため、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建てられた市内にある居住用木造住宅及び賃貸以外の民間非木造住宅を対象として、耐震診断の助成事業を行う。また、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建てられた市内にある木造個人住宅で、耐震診断結果が「危険」もしくは「やや危険」と判断された住宅を対象として、耐震改修の助成事業を行う。

今後、耐震診断及び耐震改修等に係る助成事業については、国等の耐震改修の促進に係る補助制度等を活用し、より一層の充実を図っていく。

【表 6】 市の耐震支援制度(平成 20 年 3 月現在)

区 分		事 業 概 要	対象建築物
耐 震 診 断	木造住宅	[現行] ・住宅所有者に対し診断費用の 1/2 (限度額 2 万 5 千円)の助成 [20 年度以降] ・住宅所有者からの申請により、市が登録した耐震診断士を派遣し一般診断の実施	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建てられた市内にある居住用木造住宅
	非木造住宅	[現行] ・住宅の所有者又は管理組合に対し診断費用の 1/2 (限度額 100 万円・戸あたり 5 万円)の助成	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建てられた市内にある賃貸以外の民間非木造住宅 (S 造・RC 造等、又延べ面積の過半が住宅の用途であること)

耐震改修	木造住宅	<p>[現行]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「市内の施工業者」により、自己所有住宅に対し、耐震補強工事を行った場合には、「住宅リフォーム資金補助」制度の中で、補強工事費用の10%（限度額30万円）の助成 <p>[20年度以降]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「市内の施工業者」により、耐震改修工事を行った場合には、その経費の一部を市が補助 <p>[一般助成] 改修工事費の30%（限度額30万円）の助成</p> <p>[支援助成] 改修工事費の50%（限度額50万円）の助成</p>	昭和56年5月31日以前に建てられた市内にある木造個人住宅で、耐震診断結果が「危険」もしくは「やや危険」と判断された住宅
------	------	--	--

(4) 耐震改修促進税制の周知

平成18年度税制改正において、耐震改修促進税制が創設され、既存住宅を耐震改修した場合、その証明書を添付して確定申告を行うことなどにより、所得税額の特別控除や固定資産税額の減額措置を受けられるようになった。

市は、耐震改修を促進するため、所得税額の特別控除や固定資産税額の減額措置について周知を図る。

【資料6 耐震改修促進税制の概要】

(5) 民間特定建築物の耐震化

民間特定建築物については、所管行政庁（東京都多摩建築指導事務所）の耐震改修促進法に基づく指導、助言等に、市は連携・協力し、所有者へ耐震化の普及啓発を行う。

市は、国の補助事業等を活用した耐震化事業など、耐震化促進のための支援を検討する。

(6) 地震発生時に閉塞を防ぐべき道路沿道の建築物の耐震化

① 閉塞を防ぐべき道路の指定

耐震改修促進法第5条第3項第1号に定める、地震発生時に閉塞を防ぐべき道路として、東京都地域防災計画に定める緊急輸送ネットワークの緊

急輸送道路として位置付けられた次の道路を指定する。

《第一次緊急輸送道路》

川崎街道（新大栗橋交差点～一ノ宮交差点）

多摩ニュータウン通り（多摩センター入口～乞田新大橋）

鎌倉街道（関戸橋～多摩卸売市場先）

旧鎌倉街道（乞田交差点～多摩市役所交差点）

《第二次緊急輸送道路》

川崎街道（新大栗橋～連光寺坂上交差点先）

南多摩尾根幹線（多摩東公園交差点先～唐木田3丁目先）

その他の第二次緊急輸送道路

《第三次緊急輸送道路》

ニュータウン街路1号線（諏訪下橋～多摩東公園）

その他の第三次緊急輸送道路

② 沿道の建築物の耐震化

重点的に耐震化を図る沿道の建築物は、耐震改修促進法第6条第3号に定める、地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして、政令で定める建築物とする。

【資料7 耐震改修促進法施行令】

市は、国の補助事業等を活用した耐震化事業など、耐震化促進のための支援を検討する。

(7) 防災上重要な公共建築物の耐震化

防災上重要な公共建築物については、耐震診断未実施の施設は速やかに耐震診断を行うとともに、防災上特に重要な建築物から優先的に耐震化を図る。

◆ 防災上重要な公共建築物

区分Ⅰ 防災上特に重要な建築物
◇ 震災時に消火、避難誘導及び情報伝達等の防災業務の中心となる施設
◇ 震災時に緊急の救護所又は被災者の一時受入施設となる施設
(市庁舎、小中学校、総合福祉センター、総合体育館等)
区分Ⅱ 区分Ⅰ以外で、その他防災上重要な建築物
◇ 震災時に重要な機能を果たす施設
◇ 特定建築物に該当する施設
(複合施設、コミュニティセンター、給食センター、防災倉庫等)

◆ 公共建築物の耐震化取り組み状況

① 市立小中学校

市立小中学校について、昭和 56 年以前に建築した校舎については、平成 19 年度までに耐震化を図る。

また、昭和 56 年以前に建築した体育館は、平成 22 年度までに耐震化を図る。

【表 7】市立小中学校の体育館耐震診断・補強工事計画

	小学校		中学校		計
	耐震診断	補強工事	耐震診断	補強工事	
平成 17 年度	2 校	—	2 校	—	4 校
平成 18 年度	11 校	—	4 校	—	15 校
平成 19 年度	—	1 校	—	—	1 校
平成 20 年度	—	2 校	—	2 校	4 校
平成 21 年度	—	4 校	—	2 校	6 校
平成 22 年度	—	6 校	—	2 校	8 校
計	13 校	13 校	6 校	6 校	合計 19 校

② その他の公共建築物

《市庁舎》

震災時に災害対策本部を設置し、防災業務の中心となる市庁舎のうち、昭和 56 年以前に建築した B 棟については、平成 17・18 年度に耐震診断を行い、平成 19・20 年度に耐震補強工事を行う予定である。

《学校給食センター》

震災時に重要な機能を果たす建築物のうち、給食センターについて、南野学校給食センターは、平成 18 年度耐震診断を実施し、その結果補強工事が不要となった。また、永山第二学校給食センターは、平成 18 年度耐震診断を実施し、平成 19 年度に補強工事を行った。

《諏訪複合教育施設》

震災時に重要な機能を果たす建築物のうち、諏訪複合教育施設については、平成 18・19 年度耐震診断を実施し、平成 20 年度補強工事を行う予定である。

第4章 関連防災施策

1 関連防災施策の推進

○ 災害に強いまち・防災都市多摩を目指し、住宅・建築物の耐震化の促進とともに、地震時における防災関連施策を推進する。

(1) 地域危険度の周知

市民自らが耐震診断及び耐震改修を実施していくためには、自分が住んでいる地域の地震に対する危険性を十分に認識していることが必要である。このため、市は、市民に対し、東京都が概ね5年ごとに調査・公表している、地域危険度測定調査等を活用し、地震に関する地域の危険度を周知する。

(参考)

地震に関する地域危険度測定調査

東京都が東京都震災対策条例第12条の規定に基づき、以下の目的でおおむね5年ごとに地震に関する地域の危険度を科学的に測定調査するもの

- ① 地震に強い都市づくりの指標とする。
- ② 震災対策事業を実施する地域を選択する際の参考とする。
- ③ 地震災害に対する都民の認識を深め、防災意識の高揚に役立てる。

【資料8 第6回地域危険度調査結果(平成20年2月)】

(2) 建築物のガラスの落下及び飛散の防止

中高層建築物のガラスは、地震発生時に破損して地上に飛散し、路上の人々に被害を与える恐れがある。また、小中学校などの公共施設や病院等の公的施設など、多くの人々が利用する施設では、破損したガラスにより多数の負傷者が発生する可能性が高く、ガラスの飛散防止対策を講じる必要がある。

市は、公共施設のガラス飛散防止対策を実施していくとともに、公的施設や不特定多数の者が利用する建築物及び中高層建築物については、建物所有者等に対し飛散防止対策の啓発を行う。

(3) エレベーターの閉じ込め防止対策

平成17年7月に発生した千葉県北西部地震では、首都圏の多くの住宅・建築物でエレベーターが緊急停止し、エレベーターのかごの中に利用者が長時間にわたり閉じ込められる被害が発生した。

首都直下地震による東京の被害想定では、多摩市内のエレベーター閉じ込め台数は最大41台と予想されている。(多摩直下地震M7.3)

市は、市施設におけるエレベーター閉じ込め防止対策及び早期救出の態勢、復旧を円滑に行うための態勢等の確立を図る。また、東京都と協力し、関係団体等に、閉じ込め防止装置の積極的な設置と復旧体制の整備を働きかける。

(4) リフォームにあわせた耐震改修の誘導

リフォームや増改築工事の実施にあわせて耐震改修工事を行えば、費用の面や工事施工の観点から効率的である。

しかし、最近、訪問販売等による住宅リフォームに関するトラブルが急増し、検討している市民は不安感や不信感を抱いている場合がある。

市は、市民が安心してリフォームを行うことができるよう、関係団体等と連携・協力して、身近で信頼のできる設計者や工務店等に関する情報を市民に提供する。

(5) 家具の転倒防止策の推進

近年発生した大地震の被害状況では、家具類の転倒及び落下を原因とする負傷者が多発している。

東京消防庁が平成17年度に実施したアンケート結果では、家具類の転倒及び落下防止策を実施している家庭の割合は35.5%と低い数値であることから、今後も、家具の転倒防止に関するパンフレットの配布やキャンペーン等の実施により、市民に重要性を周知するとともに、普及を図っていく。

(6) ブロック塀等の安全化

ブロック塀や万年塀、石積塀等(以下「ブロック塀等」という。)については、建築基準法等により構造が規定されている。しかし、年数を経たものや施工状況の悪いものは、安全性を確保できていない場合がある。

ブロック塀等を禁止や規制することは困難であり、これらの安全化は市民の防災意識や施工基準の理解、施工者のモラルによるところが大きい。

市は、市民に対してブロック塀等の倒壊による危険性や対策の必要性について啓発を行っていく。

資料

【資料1】特定建築物一覧表（耐震改修促進法第6条）

法第6条	用途	特定建築物の規模要件	指示※対象となる特定建築物の規模要件	
	学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	1,500㎡以上 (屋内運動場の面積を含む。)	
		上記以外の学校		
第1号		体育館（一般公共の用に供されるもの）	2,000㎡以上	
		ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	2,000㎡以上	
		病院、診療所	2,000㎡以上	
		劇場、観覧場、映画館、演芸場	2,000㎡以上	
		集会場、公会堂	2,000㎡以上	
		展示場	2,000㎡以上	
		卸売市場		
		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	2,000㎡以上	
		ホテル、旅館	2,000㎡以上	
		賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿		
		事務所		
		老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	2,000㎡以上	
		老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	2,000㎡以上	
		幼稚園、保育所	750㎡以上	
		博物館、美術館、図書館	2,000㎡以上	
		遊技場	2,000㎡以上	
		公衆浴場	2,000㎡以上	
		飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	2,000㎡以上	
		理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	2,000㎡以上	
		工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）		
		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	2,000㎡以上	
		自動車車庫その他の自動車又は自動車の停留又は駐車のための施設	2,000㎡以上	
		保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	2,000㎡以上	
	第2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵し、又は処理するすべての建築物	500㎡以上
	第3号	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難にするおそれがあり、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物	すべての建築物	

※耐震改修促進法第7条第2項に基づく指示

【資料2】東京都の想定被害状況

◇ 多摩直下地震 M7.3

条 件	規 模		多摩直下地震 M7.3		
	時期、時刻及び風速		冬の夕方 18 時、6m/秒		
	地 域		東京都全域	多 摩 市	
人 的 被 害	死 者		3,365 人	11 人	
	原 因 別	ゆれ液状化による建物倒壊	609 人	3 人	
		地震火災	1,856 人	2 人	
		急傾斜・落下物ブロック塀	861 人	6 人	
		交通被害	39 人	0 人	
	原 因 別	負 傷 者 (うち重傷者)		85,889 人 (11,511 人)	635 人 (64 人)
		ゆれ液状化による建物倒壊	38,649 人	417 人	
		屋内収容物の移動・転倒	23,184 人	174 人	
		地震火災	13,563 人	27 人	
		急傾斜・落下物ブロック塀	9,639 人	17 人	
		交通被害	854 人	-	
	物 的 被 害	建物被害(全壊)		344,745 棟	1,270 棟
		原 因 別	ゆれ液状化による建物倒壊	51,669 棟	277 棟
			地震火災	293,076 棟	993 棟
交 通		道 路	12 か所	-	
		鉄 道	21 か所	-	
ラ イ フ ラ イ ン		電力施設		停電率 11.7%	4.0%
		通信施設		不通率 8.5%	2.0%
		ガス施設		供給停止率 0.0%	0.0%
		上水道施設		断水率 29.1%	24.7%
		下水道施設		下水道管きよ被害率 21.3%	16.3%
そ の 他	帰宅困難者の発生		4,476,259 人	17,792 人	
	避難者の発生(ピーク:1日後)		3,131,180 人	19,667 人	
	エレベーター閉じ込め台数		最大 7,714 台	最大 41 台	
	災害時要援護者死者数		975 人	3 人	
	自力脱出困難者		7,510 人	61 人	
	震災廃棄物		2,041 万 t	8 万 t	

※ 1 小数点以下の端数処理の四捨五入により合計はあわないことがある。

※ 2 帰宅困難者には、国内各地や海外からの訪問者を含む。

◇ 東京湾北部地震 M7.3

条 件	規 模		東京湾北部地震 M7.3		
	時期、時刻及び風速		冬の夕方 18 時、6m/秒		
	地 域		東京都全域	多 摩 市	
人 的 被 害	死 者		5,638 人	9 人	
	原 因 別	ゆれ液状化による建物倒壊	1,737 人	0 人	
		地震火災	2,742 人	2 人	
		急傾斜・落下物ブロック塀	769 人	7 人	
		交通被害	390 人	-	
	原 因 別	負 傷 者 (うち重傷者)		159,157 人 (24,129 人)	212 人 (23 人)
		ゆれ液状化による建物倒壊	73,472 人	95 人	
		屋内収容物の移動・転倒	54,501 人	82 人	
		地震火災	15,336 人	9 人	
		急傾斜・落下物ブロック塀	9,027 人	26 人	
		交通被害	6,821 人	-	
		物 的 被 害	建物被害(全壊)		436,539 棟
	原 因 別		ゆれ液状化による建物倒壊	126,523 棟	97 棟
			地震火災	310,016 棟	535 棟
交 通	道 路		607 か所	-	
	鉄 道		663 か所	-	
ラ イ フ ラ イ ン	電 力 施 設		停電率 16.9%	1.6%	
	通 信 施 設		不通率 10.1%	1.1%	
	ガ ス 施 設		供給停止率 17.9%	0.0%	
	上 水 道 施 設		断水率 34.8%	10.7%	
	下 水 道 施 設		下水土管きよ被害率 22.3%	15.6%	
そ の 他	帰宅困難者の発生		4,476,259 人	17,792 人	
	避難者の発生(ピーク:1日後)		3,854,893 人	12,259 人	
	エレベーター閉じ込め台数		最大 9.161 台	最大 29 台	
	災害時要援護者死者数		1,732 人	2 人	
	自力脱出困難者		22,713 人	4 人	
	震災廃棄物		4,065 万 t	6 万 t	

※ 1 小数点以下の端数処理の四捨五入により合計はあわないことがある。

※ 2 帰宅困難者には、国内各地や海外からの訪問者を含む。

【資料3】住宅の種類(2区分)構造(5区分)建築の時期(8区分)別住宅数

建築の時期	総数	住宅の種類		構造								
		専用住宅	店舗 その他 の 併用住宅	木造	防火木 造	小計	鉄筋・ 鉄骨 コンク リート造	鉄骨造	小計	その他		
224 多摩市												
住宅総数	58,470	58,110	360	4,110	10,220	14,330	41,320	2,820	44,140			
昭和35年以前	290	290		200	90	3,890	3,180	10	18,600			
昭和36年～45年	4,450	4,430	20	860	400					15,190	220	
昭和46年～55年	17,750	17,700	60	1,060	1,280	10,440	5,510	390	25,540			
昭和56年～60年	8,310	8,230	80	530	1,880					6,400	780	
昭和61年～平成2年	9,410	9,300	110	380	1,860					4,120	310	
平成3年～7年	6,040	6,030	10	230	1,390	4,140	290					
平成8年～12年	5,760	5,690	70	140	1,190					760	80	
平成13年～15年9月	1,560	1,560		60	660							

※平成15年度住宅・土地統計調査第2表より

【資料4】 特定建築物の耐震化の現状調査結果

特定建築物用途	昭和56年以前の建築物 A	昭和57年以降の建築物 B	建築物数 C(A+B)	Aのうち耐震性があるもの D	耐震化率% (B+D/C)	
学校	4	16	20	3	95.0%	防災上特に重要な 建築物 88.9%
体育館	0	0	0	0	0.0%	
幼稚園・保育所	8	2	10	2	40.0%	
運動施設	1	3	4	0	75.0%	
博物館等	0	1	1	0	100.0%	
病院・診療所	9	7	16	6	81.3%	災害時要援護者が利用する 建築物 100.0%
老人ホーム等	0	5	5	0	100.0%	
福祉センター等	0	1	1	0	100.0%	
劇場等	0	1	1	0	100.0%	その他の建築物 84.2%
集会場・公会堂	0	1	1	0	100.0%	
展示場	0	0	0	0	0.0%	
遊技場	0	2	2	0	100.0%	
公衆浴場	0	0	0	0	0.0%	
飲食店等	2	4	6	0	66.7%	不特定多数の者が利用 する建築物 88.5%
事務所	1	30	31	1	100.0%	
サービス業	0	2	2	0	100.0%	その他の建築物 84.2%
物販	7	15	22	4	86.4%	
ホテル・旅館	0	3	3	0	100.0%	
計	32	93	125	16	87.2%	

単位：棟、% (平成18年10月現在) 「資料：東京都都市整備局」

【資料5】防災上重要な公共建築物一覧表区分Ⅰ（昭和56年以前建築のもの）

No.	施設名	建築年次	階数 地上(地下)	延べ面積 (㎡)	耐震診断 実施年度	補強工事 実施年度	備考
1	多摩第1小学校	S39.4	3	4,526	H7	建替対応	
2	多摩第1小学校体育館	S39.4	1	706	-	建替対応	
3	多摩第2小学校	S38.3	4	4,422	H7	H9	補強済み
4	多摩第2小学校体育館	S38.3	1	692	-	建替対応	
5	多摩第3小学校	S40.3	3	3,516	H8、H17	H19	補強済み
6	多摩第3小学校体育館	S40.3	1	714	H18	H21予定	
7	竜ヶ峰小学校	S45.3	3	3,964	H8	廃校予定	
8	竜ヶ峰小学校体育館	S45.3	1	699	-	廃校予定	
9	東愛宕小学校	S47.3	3	4,467	H13	H16	補強済み
10	東愛宕小学校体育館	S47.3	1	700	H18	H22予定	
11	連光寺小学校	S49.3	3	3,458	H8	H10	補強済み
12	連光寺小学校体育館	S49.3	1	699	H17	H19	補強済み
13	北諏訪小学校	S50.3	4	4,887	H12	H14	補強済み
14	北諏訪小学校体育館	S50.3	1	699	H18	H22予定	
15	東寺方小学校	S51.3	4	3,922	H9	H14	補強済み
16	東寺方小学校体育館	S51.3	1	699	H18	H20予定	
17	南豊ヶ丘小学校	S51.3	4	3,649	H10	H16	補強済み
18	南豊ヶ丘小学校体育館	S51.3	1	699	H18	H22予定	
19	西愛宕小学校	S51.3	4	4,473	H13	H17	補強済み
20	西愛宕小学校体育館	S51.3	1	699	H18	H21予定	
21	南貝取小学校	S52.3	4	4,544	H13	H17	補強済み
22	南貝取小学校体育館	S52.3	1	699	H18	H22予定	
23	北豊ヶ丘小学校	S55.3	4	4,097	H13	H15	補強済み
24	北豊ヶ丘小学校体育館	S55.3	1	702	H18	H22予定	
25	諏訪小学校	S47.3	3	5,257	H7	H7	補強済み
26	諏訪小学校体育館	S47.3	1	700	H18	H22予定	
27	永山小学校	S49.3	4	5,605	H7	H9	補強済み
28	永山小学校体育館	S49.3	1	700	H18	H21予定	
29	瓜生小学校	S54.3	4	4,733	H7	H11	補強済み
30	瓜生小学校体育館	S54.3	1	696	H17	H20予定	
31	東落合小学校	S51.3	4	5,560	H10	H12	補強済み
32	東落合小学校体育館	S51.3	1	699	H18	H21予定	
33	多摩中学校	S43.3	4	6,257	H7	H9	補強済み
34	多摩中学校体育館	S43.3	2	1,581	H7	H9	補強済み
35	東愛宕中学校	S47.3	4	4,878	H13	H17	補強済み
36	東愛宕中学校体育館	S47.3	1	899	H17	H20予定	
37	豊ヶ丘中学校	S51.3	4	5,097	H12	H14	補強済み
38	豊ヶ丘中学校体育館	S51.3	1	900	H18	H22予定	
39	和田中学校	S52.5	4	5,161	H8	H15	補強済み
40	和田中学校体育館	S52.5	1	900	H17	H20予定	
41	諏訪中学校	S53.3	4	6,193	H7	H12	補強済み
42	諏訪中学校体育館	S53.3	1	901	H18	H21予定	
43	多摩永山中学校	S46.6	4	6,563	H8	H10	補強済み
44	多摩永山中学校体育館	S46.6	1	899	H18	H21予定	
45	落合中学校	S56.3	4	5,434	H11	H13	補強済み
46	落合中学校体育館	S56.3	1	909	H18	H22予定	
47	本庁舎B棟	S44.8	4	2,880	H7、H17・18	H19・20予定	補強対応予定
48	第2庁舎	S49.3	2	-	-	建替対応	解体済み
49	第3庁舎	S56.3	2	331	未定		

小計 49棟

防災上重要な公共建築物一覧表区分 I (昭和57年以降建築のもの)

No.	施設名	建築年次	階数 地上(地下)	延べ面積 (㎡)	耐震診断 実施年度	補強工事 実施年度	備考
1	南鶴牧小学校	S57.3	4	4,809			新耐震
2	南鶴牧小学校体育館	S57.3	1	697			新耐震
3	北貝取小学校	S58.3	4	4,101			新耐震
4	北貝取小学校体育館	S58.3	1	697			新耐震
5	聖ヶ丘小学校	S59.3	4	4,963			新耐震
6	聖ヶ丘小学校体育館	S59.3	1	697			新耐震
7	西落合小学校	S59.3	4	4,119			新耐震
8	西落合小学校体育館	S59.3	1	697			新耐震
9	大松台小学校	H 1.3	3	5,147			新耐震
10	大松台小学校体育館	H 1.3	1	697			新耐震
11	貝取中学校	S58.3	4	5,639			新耐震
12	貝取中学校体育館	S58.3	1	902			新耐震
13	聖ヶ丘中学校	S59.3	4	5,195			新耐震
14	聖ヶ丘中学校体育館	S59.3	1	900			新耐震
15	鶴牧中学校	H 1.3	3	5,220			新耐震
16	鶴牧中学校体育館	H 1.3	1	900			新耐震
17	本庁舎A棟	S59.3	4(1)	5,848			新耐震
18	東庁舎	H 6.3	2(1)	1,495			新耐震
19	東会議室	H 1.3	2	629			新耐震
20	西会議室	S61.3	2	573			新耐震
21	総合体育館	S58.8	2	7,692			新耐震
22	陸上競技場	S61.3	2	880			新耐震
23	武道館	S61.3	2	1,988			新耐震
24	総合福祉センター	H 9.3	7	12,800			新耐震
25	ゆう桜ヶ丘(桜ヶ丘コミュニ ティセンター)	H 3.3	2	1,477			新耐震
26	健康センター(関戸・一ノ 宮コミュニティセンター)	S63.3	4(1)	4,125 (793)			新耐震

小計 26棟

区分 I 合計 75棟

防災上重要な公共建築物一覧表区分Ⅱ（昭和56年以前建築のもの）

No.	施設名	建築年次	階数 地上(地下)	延べ面積 (㎡)	耐震診断 実施年度	補強工事 実施年度	備考
1	連光寺複合施設	S53.3	2	600	未定		
2	豊ヶ丘複合施設	S54.3	2	1,549	未定		
3	諏訪複合施設	S54.9	2(1)	1,417	未定		
4	貝取保育園	S55.3	2	917	未定		
5	南野学校給食センター	S55.3	2	1,468	H18	-	耐震診断結果補強工事不要
6	東寺方複合施設	S56.3	3	1,637	未定		
7	諏訪複合教育施設	S52.3	4	3,614	H18・19	H20予定	
8	永山第1給食センター	S47.3	2	1,100		解体予定	2センター化による
9	永山第2給食センター	S51.3	2	1,396	H18	H19	補強済み
10	関戸防災倉庫	S54.3	1	80	未定		
11	和田防災倉庫	S56.3	1	80	未定		
12	南野防災倉庫	S53.3	1	80	未定		

小計 12棟

防災上重要な公共建築物一覧表区分Ⅱ（昭和57年以降建築のもの）

No.	施設名	建築年次	階数 地上(地下)	延べ面積 (㎡)	耐震診断 実施年度	補強工事 実施年度	備考
1	多摩市立図書館	S57.3	4	6,951			新耐震
2	乞田・貝取コミュニティセンター	H 3.3	3	592			新耐震
3	トムハウス(鶴牧・落合・南野コミュニティセンター)	H 4.8	2(1)	1,950			新耐震
4	貝取コミュニティセンター	H 6.8	2	1,295			新耐震
5	ひじり館(聖ヶ丘コミュニティセンター)	H 7.9	2(2)	2,519			新耐震
6	多摩保育園	H 9.3	2	1,042			新耐震
7	愛宕コミュニティセンター	H12.9	2	1,215			新耐震
8	アクアブルー多摩(唐木田防災倉庫)	H12.7	4	11,054 (116)			新耐震
9	諏訪防災倉庫	S59.3	1	80			新耐震
10	愛宕防災倉庫	S57.3	1	80			新耐震

小計 10棟

区分Ⅱ 合計 22棟

【資料6】 耐震改修促進税制の概要

	所得税の特別控除	固定資産税の減額措置
対象となる住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・自らが居住する木造の個人住宅 ・昭和56年5月31日以前に建築された住宅 ・平成18年4月1日から平成20年12月31日までに耐震改修工事が行われた住宅 ・現行の耐震基準（総合評点1.0以上）に適合させるための耐震改修工事であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・「多摩市住宅リフォーム資金補助金交付要綱」に基づき、本市の補助を受けて耐震改修工事を行った、自らが居住する木造の個人住宅 ・平成18年1月1日から平成27年12月31日までに耐震改修工事が完了した住宅 ・現行の耐震基準（総合評点1.0以上）に適合させるための耐震改修工事であること
控除や減額の内容	耐震改修工事を行った、その年分の所得税額から耐震改修に要した費用の10%（上限20万円）を控除	固定資産税額を1/2に減額（家屋のみ一戸あたり120㎡まで） <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年12月31日までに完了した場合、翌年度から3年度分を減額 ・平成24年12月31日までに完了した場合、翌年度から2年度分を減額 ・平成27年12月31日までに完了した場合、翌年度から1年度分を減額
耐震改修証明書等の発行	多摩市	<p>【市の補助を受けて耐震改修工事を行った場合】多摩市</p> <p>【市の補助を受けない場合】改修工事を行った建築士等、他の発行機関で可能</p>
手続	証明書等を添付して確定申告を行う。	耐震改修が完了した3ヵ月以内に、証明書等を添付して申告する。

【資料7 耐震改修促進法施行令】

○ 耐震改修促進法施行令

(多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある特定建築物の要件)

第4条 法第6条第3号の政令で定める建築物は、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次の各号に掲げる当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ当該各号に定める距離を加えたものを超える建築物とする。

一 12メートル以下の場合 6メートル

二 12メートルを超える場合 前面道路の幅員の2分の1に相当する距離

【資料7】 第6回地域危険度調査結果（平成20年2月）

[資料：東京都都市整備局]

町・字名	建物倒壊危険度		火災危険度		総合危険度	
	ランク	順位	ランク	順位	ランク	順位
愛宕 1丁目	1	4873	1	4811	1	4876
愛宕 2丁目	1	5050	1	4893	1	5000
愛宕 3丁目	1	5033	1	4853	1	4968
愛宕 4丁目	1	4769	1	4339	1	4582
一ノ宮	1	5085	1	4896	1	5021
一ノ宮 1丁目	1	3658	1	4120	1	3973
一ノ宮 2丁目	1	4009	1	3848	1	4013
一ノ宮 3丁目	1	4035	1	4612	1	4363
一ノ宮 4丁目	1	3326	1	4227	1	3863
落合 1丁目	1	4908	1	4673	1	4818
落合 2丁目	1	4937	1	4813	1	4904
落合 3丁目	1	4950	1	4691	1	4859
落合 4丁目	1	4983	1	4873	1	4957
落合 5丁目	1	5032	1	4954	1	5024
落合 6丁目	1	4819	1	4586	1	4735
落川	1	4043	1	4410	1	4271
貝取	1	4629	1	4748	1	4721
貝取 1丁目	1	4531	1	4709	1	4642
貝取 2丁目	1	5024	1	4924	1	5004
貝取 3丁目	1	5027	1	4958	1	5023
貝取 4丁目	1	5055	1	4902	1	5009
貝取 5丁目	1	5045	1	5006	1	5050
乞田	1	4226	1	4546	1	4426
桜ヶ丘 1丁目	1	4300	1	4450	1	4419
桜ヶ丘 2丁目	1	4029	1	4494	1	4307
桜ヶ丘 3丁目	1	4025	1	4348	1	4234
桜ヶ丘 4丁目	1	4404	1	4561	1	4520
諏訪 1丁目	1	4356	1	3094	1	3811
諏訪 2丁目	1	5035	1	4992	1	5043
諏訪 3丁目	1	4948	1	4686	1	4853
諏訪 4丁目	1	4967	1	4982	1	5006
諏訪 5丁目	1	4982	1	4911	1	4973
諏訪 6丁目	1	5079	1	5059	1	5089
関戸 1丁目	1	4775	1	4419	1	4616
関戸 2丁目	1	3552	2	2325	1	3068
関戸 3丁目	1	4427	1	4277	1	4393
関戸 4丁目	1	4486	1	4224	1	4399
関戸 5丁目	1	4571	1	4272	1	4467
関戸 6丁目	1	4764	1	4587	1	4706
鶴牧 1丁目	1	4936	1	4753	1	4811
鶴牧 2丁目	1	4894	1	4604	1	4779
鶴牧 3丁目	1	5028	1	4946	1	5017
鶴牧 4丁目	1	5049	1	5059	1	5075
鶴牧 5丁目	1	4651	1	4070	1	4405
鶴牧 6丁目	1	4916	1	4657	1	4814
豊ヶ丘 1丁目	1	4744	1	4408	1	4599
豊ヶ丘 2丁目	1	5006	1	4797	1	4932
豊ヶ丘 3丁目	1	5046	1	5059	1	5073

豊ヶ丘	4丁目	1	5015	1	4610	1	4988
豊ヶ丘	5丁目	1	5052	1	4862	1	4982
豊ヶ丘	6丁目	1	5005	1	4828	1	4948
永山	1丁目	1	4762	1	4669	1	4748
永山	2丁目	1	4820	1	4791	1	4838
永山	3丁目	1	5014	1	4955	1	5014
永山	4丁目	1	4947	1	4923	1	4963
永山	5丁目	1	4733	1	4619	1	4708
永山	6丁目	1	4626	1	4690	1	4683
永山	7丁目	1	5065	1	5049	1	5077
東寺方		1	4660	1	4602	1	4657
東寺方	1丁目	1	4603	1	4742	1	4689
東寺方	3丁目	1	4911	1	5059	1	5016
聖ヶ丘	1丁目	1	4645	1	4076	1	4406
聖ヶ丘	2丁目	1	4647	1	4354	1	4535
聖ヶ丘	3丁目	1	4245	1	3429	1	3917
聖ヶ丘	4丁目	1	4731	1	4599	1	4692
聖ヶ丘	5丁目	1	4917	1	4941	1	4960
南野	1丁目	1	5047	1	4986	1	5042
南野	2丁目	1	4837	1	4769	1	4835
南野	3丁目	1	4809	1	4585	1	4730
百草		1	4238	1	4420	1	4369
連光寺		1	5075	1	5041	1	5079
連光寺	1丁目	1	4596	1	4234	1	4457
連光寺	2丁目	1	4396	1	3578	1	4080
連光寺	3丁目	1	4544	1	4148	1	4380
連光寺	4丁目	1	4214	1	3539	1	3960
連光寺	5丁目	1	4872	1	4721	1	4825
連光寺	6丁目	1	4558	1	4598	1	4601
和田		1	4736	1	4706	1	4758
和田	3丁目	1	4832	1	4949	1	4916
馬引沢	1丁目	1	4600	1	4428	1	4546
馬引沢	2丁目	1	4561	1	4658	1	4636
唐木田	1丁目	1	4691	1	4257	1	4514
唐木田	2丁目	1	5054	1	5021	1	5064
唐木田	3丁目	1	5076	1	5046	1	5085
山王下	1丁目	1	4887	1	4875	1	4909
山王下	2丁目	1	5080	1	4964	1	5049
中沢	1丁目	1	4987	1	4861	1	4953
中沢	2丁目	1	4923	1	4479	1	4734

※東京都内 5,099 町丁目

}	ランク 5	84 町丁目 (1.6%)	↑ 高い
	ランク 4	283 町丁目 (5.6%)	
	ランク 3	807 町丁目 (15.8%)	
	ランク 2	1,623 町丁目 (31.8%)	
	ランク 1	2,302 町丁目 (45.1%)	

危険度 ↓ 低い